

表：足尾銅山跡関連文化財一覧

種別	名称	保護の主体・種別	指定・登録日
採鉱	1 本山坑	国指定史跡	平成26年3月18日付け指定、同日文部科学省告示第35号
	2 通洞坑		平成20年3月28日付け指定、同日文部科学省告示第34号 名称変更：足尾銅山跡・通洞坑 平成26年3月18日付け指定、同日文部科学省告示第35号
	3 本山動力所跡		平成26年3月18日付け指定、同日文部科学省告示第35号
	4 宇都野火薬庫跡		平成20年3月28日付け指定、同日文部科学省告示第34号 名称変更：足尾銅山跡・宇都野火薬庫跡 平成26年3月18日付け指定、同日文部科学省告示第35号
製錬	5 本山製錬所跡		平成26年3月18日付け指定、同日文部科学省告示第35号
輸送	足尾鉄道	1 本山駅 (本山製錬所跡内)	国登録有形文化財 平成21年11月2日付け文化財登録原簿に登録 平成21年11月19日付け文部科学省告示第177号 (足尾地域内12カ所)
		2 第一松木川橋梁	
		3 足尾駅	
		4 通洞駅	
		5 第二渡良瀬川橋梁	
7 古河橋	国指定重要文化財	平成26年1月27日付け文部科学省告示第4号	
経営	8 古河掛水倶楽部	国登録有形文化財	平成18年10月18日付け文化財登録原簿に登録 平成18年11月9日付け文部科学省告示第141号
生活	9 本山鉱山神社跡	国指定史跡	平成26年3月18日付け指定、同日文部科学省告示第35号
	10 足尾キリスト協会	国登録有形文化財	平成26年4月25日付け文化財登録原簿に登録 平成26年4月25日付け文部科学省告示第68号

足尾銅山を世界遺産へ

～世界遺産国内暫定一覧表への追加記載を目指して～

今回は、足尾銅山産業遺産における国史跡の名称変更・追加指定などについてお知らせします。

本山製錬所跡



6月に開催された見学会の様子

産業遺産見学会
6月25日(水)、今年度1回目の見学会を、市と古河機械金属株式会社との共催で開催しました。約30名の参加者は、安全教育を受けた後で、古河掛水倶楽部・重役役宅と通常は非公開の本山製錬所跡を、古河機械金属株式会社足尾事業所の説明を受けながら熱心に見学しました。
10月3日(金)に今年度2回目の見学会として、通常は非公開の宇都野火薬庫跡と通洞選鉱所跡の見学を予定しています。
これらの施設は、安全面などの問題から常時公開していませんが、今

図：足尾銅山跡の構成資産位置図



国史跡などへの追加指定
3月18日付け文部科学省告示第35号で、本山坑・本山動力所跡・本山製錬所跡・本山鉱山神社跡が国史跡に追加指定されました。これで銅山の生産システムを構成する主要な施設がそろいました。そのため、史跡の名称を「足尾銅山跡」に一体化し、すでに指定を受けていた通洞坑や宇都野火薬庫跡とともに、計6カ所が同史跡の構成物として位置付けられました。今後追加指定された場合は、この後に加えられます。
また、1月に国指定重要文化財に指定された古河橋に加え、4月には足尾キリスト教会が国登録有形文化

財に登録されました。これにより、世界遺産登録を目指している「足尾銅山跡」の構成資産として文化財保護法で守られる資産は、次ページの表のとおりとなりました。
世界遺産登録を目指す足尾銅山は、備前橋山を中心とした谷あいには、銅の採鉱から製品出荷までの一連の施設が良好な状態で残されていることを特徴としています。今回史跡が追加指定されたことは、世界遺産登録のための絶対的条件の一つである「その国における法的保護」を強化し、さらにこれらは資産の完全性を示すための欠かすことのできない構成資産となります。

回は古河機械金属株式会社の協力を得て、特別に公開します。
シンポジウムとパネルディスカッション
10月4日(土)、足尾公民館でシンポジウムとパネルディスカッションを開催します。
詳細については、新聞折込みチラシまたは専用ホームページ「足尾銅山の世界遺産登録を目指して」(<http://www.nikko-ashio.jp/>)をご覧ください。
多くの方のご来場をお待ちしています。
◆ 市は、足尾銅山の世界遺産登録を目指し、今後もこれまでと同様に、文化財の追加指定と足尾銅山の価値証明を進めていきます。
また、平成26・27年度に「史跡等保存管理計画」を策定し、史跡の保護・保存に努めます。
市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

くわしくは
文化財課 世界遺産登録推進室
☎(30)1861